

日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 在宅重度心身障害者の日常生活の便宜を図るため、その障害者が居住する既存住宅を改造するために要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町補助金等交付規則第2号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の各項目の全てに該当する者とする。

- (1) 日野町内に住所を有する者
- (2) 身体障害者手帳の交付者で、その障害が肢体不自由または視覚障害で、障害程度が1、2級の者または療育手帳の交付者で、Aと判定された者
- (3) 高齢者住宅小規模改造助成事業の助成を受けていない者
- (4) 本人ならびにその配偶者および扶養義務者の前年（1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあつては、前々年）の所得税課税所得額（各控除後の額）が、改造を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を越えない者

(補助対象経費)

**第3条** 補助の対象となる経費は、対象者の日常生活の便宜を図るために実施する、既存住宅の風呂、便所、居室、玄関、廊下等の改造、手摺やスロープの取り付け、障害物や段差の解消などの改造に要する経費とする。なお、新築、増築、改築は、原則として助成の対象としないものとする。ただし、改造するにあたって増築または改築を伴う時にあつても、やむを得ないと認められる範囲内でそれらの事業に要する経費を助成の対象とする。

(助成額)

**第4条** 1世帯につき93万2千円と改造工事に要する経費のいずれか低い方の2分の1以内の額を対象者に助成するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条または同法第57条の規定に基づき、居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費（以下、「居宅介護（等）住宅改修費」という。）を支給できる場合ならびに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号の規定に基づき実施する日常生活用具給付等事業による住宅改修費の給付対象となる改修を含む改造が支給できる場合は、これを優先するものとし、1世帯につき対象工事

に要する経費と93万2千円とを比較して少ない方の額から居宅介護（等）住宅改修費支給基準額（居宅介護（等）住宅改修費の額に90分の100を乗じて得た額をいう。）ならびに日常生活用具給付等事業住宅改修費給付基準額（障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき支給する日常生活用具給付等事業改造費の額をいう。）を控除した額の2分の1以内とする。

2 前項による助成額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を助成額とする。  
（申請手続き等）

**第5条** 対象者が本事業の助成を受けようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- （1）日野町在宅重度障害者住宅改造助成申請書（別記様式第1号）
- （2）改造経費の見積書（居宅介護住宅改修費等を含む場合は、居宅介護住宅改修費等支給基準額を明示したもの）
- （3）改造前の写真
- （4）改造内容が分かる図面

**第6条** 町長は、対象者から前条の申請書類を受理し、助成が必要と認めた時には、滋賀県知事に滋賀県在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を申請する。

**第7条** 町長は、滋賀県知事の承認を受けた後、別記様式第2号により対象者へ交付決定を行うものとする。

**第8条** 対象者は、原則として交付決定通知を受けた後に住宅改造を実施しなければならない。  
（実績報告）

**第9条** 対象者は、住宅改造が完了した時は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- （1）日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業実績報告書（別記様式第3号）
  - （2）工事完了報告書
  - （3）改造経費を証する領収書
  - （4）改造内容が分かる写真
- （検査）

**第10条** 町長は、前条の報告を受理した時は、速やかに当該事業の検査を行わなければならない。  
この場合において、検査員には職員をして行わせることができる。

2 検査員は、前項の検査の結果、適切に完了されていることを認めた時は、日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業検査調書（別記様式第4号）を作成しなければならない。  
（補助金の額の確定）

**第11条** 町長は、第9条の報告および前条の検査調書を審査した後、規則第13条の規定に基づき補

助金の額を確定し、日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付確定通知書（別記様式第5号）により対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

**第12条** 前条の通知を受けた対象者が補助金の交付を受けようとする時は、日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付請求書（別記様式第6号）により町長に請求するものとする。

（その他）

**第13条** 本事業の実施は、原則として1世帯につき1回限りとする。ただし、障害の程度に著しい変化が生じ、新たな改造が必要と認められる場合には、第4条1項に示す助成額を限度として再度助成することができる。

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）に定める様式は、この告示に定める様式とみなし、当分の間、必要な調整をして、使用できるものとする。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号